

## 根室市新型コロナウイルス関連緊急経済対策

(感染拡大防止/フェーズ1：【事業継続・雇用維持の支援等】)

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（準要保護世帯） について【市独自事業】

### 1. 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えており、食費等による支出の増加の影響も受け、家計の経常収支は大きく悪化している。

このため、国はコロナ対策の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（子育て世帯分）を支給することとしたが、わずかな所得の差により当該給付を受けることができない世帯を救済するため、市独自施策として、教育委員会が所管する就学援助制度に基づく準要保護世帯を対象に給付金を支給するもの。

### 2. 事業概要

事業名称	ひとり親世帯等特別給付金給付事業 (子育て世帯生活支援特別給付金（準要保護課税世帯）)
対象者	令和3年4月1日時点で、18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を養育している父母等で、令和3年度分の住民税（均等割）課税世帯で就学援助制度に基づく準要保護世帯に該当する者又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、準要保護該当世帯相当の収入となった者
給付額	児童1人あたり 一律5万円
申請方法	別途定める申請書類に基づき申請
支給見込件数	40名
支給日	令和3年7月頃
予算総額	2,000千円 (事業費) ※ふるさと応援基金（新型コロナウイルス感染症対策基金）を活用